

## 徳島県警察旅費取扱規程

### (趣旨)

第1条 徳島県警察の経費をもって支弁する旅費の取扱いについては、職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号。以下「条例」という。）、公聴会参加者等の実費弁償支給条例（昭和23年徳島県条例第9号。以下「実費弁償支給条例」という。）、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年徳島県条例第5号）及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第30号）並びに職員の旅費に関する条例施行規則（昭和35年徳島県規則第51号。以下「規則」という。）、技能労務職員の旅費に関する規則（昭和32年徳島県規則第83号）及び特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和34年徳島県規則第24号）並びに会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する訓令（令和2年徳島県警察本部訓令第8号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (職務の級)

第2条 条例第2条第2項の規定により、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する公安職給料表の適用を受ける者、同条同項第3号に規定する研究職給料表の適用を受ける者及び技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年徳島県警察本部訓令第22号）第2条に規定する給料表の適用を受ける者の給与条例第4条第1項第2号に規定する行政職給料表に相当する職務の級は、別表第1に定めるとおりとする。

2 給与条例第4条第1項第2号に規定する行政職給料表に相当する徳島県警察に勤務する地方警務官の職務の級は、5級以上相当とする。

### (職務の級等の変更)

第3条 職員の職務の級又はその受ける号俸若しくは給料の月額がさかのぼって変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行に係る旅費額の増減は行わない。

### (被疑者の護送旅費)

第4条 実費弁償支給条例第2条の規定に基づき、同条例第1条第1項第15号に該当する被疑者を護送する他の都道府県警察の職員については、条例第6条第1項に規定する旅費に準じて計算した額の旅費を支給する。

(移動警察用務の旅費)

第5条 職員が移動警察用務のため旅行する場合には、条例別表第1に規定する旅行雑費及び宿泊料を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、固定の宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、宿泊料の3分の1に相当する額とする。この場合において、その額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(運賃の調整)

第6条 次の各号のいずれかに該当する旅行における運賃については、当該各号の定めるところによる。

- (1) 職員が公用の車両、船舶を利用し、又は乗車券の交付を受ける等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の全額を支給しない。
- (2) 職員が捜査上の必要その他緊急の用務で旅行する場合において、条例第13条に規定する鉄道賃又は条例第14条に規定する船賃によることが公務上重大な支障をきたすおそれがあると所属長が認めたときは、現に利用した交通機関の等級に応じた鉄道賃又は船賃を支給することができる。
- (3) 職員が捜査上の必要その他緊急の用務で旅行する場合において、航空機を利用しなければ公務上重大な支障をきたすおそれがあると所属長が認めたときは、航空賃を支給することができる。
- (4) 職員が、私有車両の公務使用に関する要領の制定について（平成27年9月11日徳監第225号）に基づき、私有車両を公務に使用した場合又は当該私有車両に同乗して旅行した場合は、公用の車両により旅行した場合に支給することとなる旅費を支給することができる。

(宿泊料の調整)

第7条 次の各号のいずれかに該当する旅行における宿泊料については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員が旅行し、宿泊料を徴しない公用の宿泊施設に宿泊した場合 1夜につき宿泊料の3分の1に相当する額を支給する。
- (2) 職員が旅行し、公務上の必要により翌日にわたり引き続き5時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかった場合 当該旅行について支給される宿泊料

の3分の1に相当する額を支給する。

- 2 宿泊料を計算する場合において、その額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(移転料の調整)

第8条 職員が赴任のため同一市町村内の旧在勤地から新在勤地までの陸路が8キロメートル以内（条例第26条に規定する近距離地域内を除く。）において、警察公舎（これに準ずる施設を含む。）に入居を命ぜられ又はその明渡しを命ぜられて住居を移転した場合には、条例別表第1に定める鉄道50キロメートル未満の額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が在勤地内において、在勤公署の移転に伴い住居を移転した場合には、前項に規定する額の移転料を支給する。

(日額旅費)

第9条 規則第6条第3項の規定に基づき定めた日額旅費の支給等に関する細部的事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第24条第1号に規定する研修等に係る日額旅費

ア 職員が警察庁の教養計画に基づき警察学校その他の教育機関へ入校する場合は、その期間中日額旅費は支給しないものとする。

イ 規則第6条第1項に規定する職員には、訓令で定める会計年度任用警察職員を含めるものとし、同項の規定に基づき当該旅費を支給するものとする。

- (2) 条例第24条第2号に規定する日額旅費

日額旅費の支給を受ける者の範囲、支給条件、支給金額等は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和45年7月30日から施行する。
- 2 改正後の徳島県警察旅費取扱規程は、昭和45年7月1日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 徳島県警察旅費取扱規程（昭和39年徳島県警察本部訓令第1号）は、廃止する。
- 4 単純な労務に雇用される職員の旅費に関する規程（昭和32年徳島県警察本部訓令

第23号)は、廃止する。

附 則 (昭和47年4月13日本部訓令第10号)

- 1 この訓令は、昭和47年4月13日から施行する。
- 2 改正後の徳島県警察旅費取扱規程は、昭和47年4月1日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和48年3月31日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年6月27日本部訓令第21号)

- 1 この規程は、昭和48年6月27日から施行する。
- 2 改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、昭和48年4月1日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和48年12月27日本部訓令第33号)

この規程は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月29日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年1月24日本部訓令第1号)

- 1 この訓令は、昭和51年1月24日から施行する。
- 2 改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、昭和51年1月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和54年8月1日本部訓令第21号)

- 1 この訓令は、昭和54年8月1日から施行する。
- 2 改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、昭和54年7月23日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年7月18日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月27日本部訓令第22号）

- 1 この訓令は、昭和60年12月27日から施行する。
- 2 この訓令第1条の規定による改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、昭和60年12月27日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日本部訓令第9号）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、昭和62年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月28日本部訓令第7号）

この訓令は、平成2年3月28日から施行し、平成2年1月19日から適用する。

附 則（平成2年8月1日本部訓令第15号）

- 1 この訓令は、平成2年8月1日から施行する。
- 2 改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、平成2年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日本部訓令第14号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月19日本部訓令第25号）

この訓令は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 19 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 5 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（平成 6 年 1 月 24 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 6 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 19 日本部訓令第 28 号）

この訓令は、平成 6 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 30 日本部訓令第 23 号）

- 1 この訓令は、平成 8 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定（公安職給料表及び研究職給料表に係る部分に限る。）は、平成 8 年 4 月 1 日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 8 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日本部訓令第 24 号）

- 1 この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日本部訓令第 23 号）

- 1 この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 10 月 24 日本部訓令第 20 号）

この訓令は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 26 日本部訓令第 39 号）

この訓令は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 2 月25日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成15年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月30日本部訓令第10号）抄  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日本部訓令第13号）

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 9 月27日本部訓令第21号）

この訓令は、平成16年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 2 月28日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成17年 3 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成17年 3 月28日本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、平成17年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月31日本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の徳島県警察旅費取扱規程の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 9 月11日本部訓令第25号）

この訓令は、平成27年 9 月11日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日本部訓令第14号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月27日本部訓令第10号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 9 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



別表第 1 （第 2 条関係）

1 定年前再任用短時間勤務警察職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）  
第22条の 4 第 1 項及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）  
附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）  
以外の職員

|          |                       |             |
|----------|-----------------------|-------------|
| 行政職給料表   | 5 級                   | 4 級以下       |
| 公安職給料表   | 6 級                   |             |
| 研究職給料表   | 3 級の 5 号俸から<br>12号俸まで |             |
| 技能労務職給料表 |                       | 1 級から 5 級まで |

2 定年前再任用短時間勤務警察職員等

|        |     |
|--------|-----|
| 行政職給料表 | 5 級 |
| 公安職給料表 | 6 級 |
| 研究職給料表 | 3 級 |

別表第 2（第 9 条関係）

1 日額旅費

| 区 分            | 支給を受ける者        | 支 給 条 件         | 支給金額   |
|----------------|----------------|-----------------|--------|
| 警察船に乗り組み勤務する場合 | 警察船操船業務に専従する職員 | 水路50キロメートル未満の旅行 | 830円   |
|                |                | 水路50キロメートル以上の旅行 | 3,100円 |

2 警察船操船業務に専従する職員が、天災その他やむを得ない理由により陸上において宿泊したときは、条例別表第 1 の宿泊料の額の範囲内において宿泊に要する実費額を加算して支給することができる。